

議案第58号

目黒区営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年9月6日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区営住宅条例の一部を改正する条例

目黒区営住宅条例（平成9年11月目黒区条例第53号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「同じ。）」の次に「又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年10月東京都条例第93号）第7条の2第2項の証明を受けたパートナーシップ関係の相手方その他これに類する者として区長が認めるもの（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加え、同項第2号及び同条第3項中「親族」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同項第8号イ中「第10条第1項（」を「第10条第1項又は第10条の2（これらの規定を）」に改める。

第10条第1項第2号中「親族」の次に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第36条の3中「親族」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

付 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。ただし、第5条第3項第8号イの改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

（説明） 使用者の資格要件等について、パートナーシップ関係の相手方を親族と同等の取扱いとするとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第30号）が施行さ

れることに伴い、規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。